

様式

意見書

平成 20 年 6 月 23 日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 734-8511
住所 ひろしましみなみくみなみまち 広島市南区皆実町1-8-2
氏名 広島エフエム放送株式会社
代表取締役社長 長松 勇

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
5	14-16	第1章 検討の基本的視点／2 基本的な考え方／(1) 基本的な考え方 ⑤新たな放送の制度は、できる限り事業者の創意工夫を生かせるものとする事によって、中長期的に国民の多様なニーズを満たし、かつ、ビジネスとして維持できることに留意	この考え方に賛同する。従来の放送制度とは違う、規制緩和により事業者の自主性を重んじ、事業の発展・継続性に留意した制度を望む。事業性を阻害する規制により、事業者の撤退が起こるようでは、結果的に公共の福祉の拡大につながらない。
13	23-24	第2章 実現する放送 いずれの放送も、「映像」「音声」等の組み合わせや、「リアルタイム」「ダウンロード」といった提供形態を柔軟に選択可能とすること	今回の報告書では、アナログ音声放送は継続という方針の中で、新たなメディアとして「マルチメディア放送」を規定している。マルチメディア放送において、映像だけでない多彩なサービスを創造するため、FM放送事業者がFM多重放送やFMケータイなどで取り組んできた、データ放送や放送通信融合のサービスによるノウハウの活用（ひきつぎ）が可能な制度整備が望まれる
15	2-7	第2章 実現する放送 国が定める場合には、例えば、放送法における地方ブロックの定め方である日本放送協会の地方放送番組審議会の区分けに準ずることが考えられる。さらに、このうち、中国と四国については地上テレビジョン放送において、岡山県と香川県を一つの放送対象地域としていることを勘案し、一体的に扱うことも考えられる。	地域ブロック向け放送の地域分けに関しては、マルチメディア放送が実現可能な効率的な区分けと同時に事業採算性を加味した区分けが不可欠であり、そのためには、より狭地域のブロック向けを希望する。
16-17	28(16) -2(17)	第3章 周波数の割当て／1 サービスエリアにおける世帯カバー率 マルチメディア放送については、従来の地上放送と同様に、より多くの国民にサービスが提供されるよう、当該放送を行	サービスエリア内のカバー率については、固定受信機によるサービスエリア内の受信を唯一の基準とするのではなく、車載端末による移動体受信や都市部における携帯端末受信のカバー率を高めることを評価するなど、事業性に配慮した、

		<p>う事業者には、サービスエリアにおいて「あまねく受信」できるように努めることを求めることが適当である。こうした努力義務に加え、「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。</p>	<p>なるべくゆるやかで柔軟な条件を望む。</p>
21	11-12	<p>○ 第3章 周波数の割り当て/2 割り当て周波数の検討/V-LOW、V-HIGHの割り当ての考え方</p> <p>V-LOWに対応するチューナーの内蔵は考えていない、とのことであった。</p>	<p>V-LOWでも、今後の技術革新により携帯端末での受信が可能になることを留意し、その旨、記載すべきである。ここに記載の内容ではV-LOWを使用する事業者の発売端末の可能性やビジネスモデルの可能性を狭めることにつながりかねないとする</p>
23	10-16	<p>○ 第3章 周波数の割り当て/3 新たな周波数割り当て方法の検討/ (1)「全国向け放送」の扱い</p> <p>いかなる地域においても単一のチャンネルを用いる「全国向け放送」については、こうした必要はなく、むしろ、置局について事業者の創意工夫に委ねることが適当と考えられる。このため、「全国向け放送」については、移動系電気通信業務について導入されている認定計画制度を参考として、国が、全国向け放送について求める条件、事項等を定めた無線局の開設の方針を定め、これに則した形で事業者が作成した計画を比較審査するという仕組みを導入することが考えられる。</p>	<p>認定計画制度に倣った制度の導入に賛同する。ブロック分け、周波数の割り当て、置局のありかたなどを、民間の創意工夫に任せて提案させ、それを審査する制度整備を歓迎する。</p>
24	12-16	<p>○ 第3章 周波数の割り当て/3 新たな周波数割り当て方法の検討/ (2)「地方ブロック向け放送」の扱い</p> <p>国が異なる地方ブロック間のチャンネル利用を個別に調整することは必要ではなく、放送事業者の創意工夫に委ねた</p>	<p>「地方ブロック向け放送」の区分けについては、マルチメディア放送が実現可能な効率的な区分けと同時に事業採算性を加味した区分けが望まれる。そのためには、全国一つの、もしくは全国連携可能な事業者によるブロックの区分け申</p>

		<p>「全国向け放送」に準じた仕組みを導入することも考えられる。</p> <p>このため、「地方ブロック向け放送」の周波数の割り当て方法については、こうした点を十分に踏まえつつ、今後更に検討を行うことが適当である。</p>	<p>請を是とし、そのための制度整備を強く望む。また、別の考え方として、地上デジタルテレビジョン放送のハイビジョン伝送に使用している帯域を更なる圧縮技術により10セグ程度まで圧縮し、空いたセグメントをデジタルラジオに使用するという事が可能であれば、テレビ事業者が受託、ソフト事業者が委託事業者となり、インフラ整備への投資が大幅に軽減できると考える。</p>
30	11-13 19-23	<p>第4章 制度のあり方／2 参入規律／(1) 参入の枠組み(いわゆるハードとソフト)</p> <p>ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離」の制度の活用を可能とすることが考えられる。</p> <p>ハード・ソフト分離の制度を導入した場合において、ハード整備のインセンティブを確保するためには、ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置することが考えられる。</p>	<p>ソフト事業者の参入をしやすいとする意味で、ハード・ソフトの分離の考え方には賛同する。一方で、報告書の精神は、ハード・ソフトの強制分離でないことを確認したい。そうであれば、この新しい放送においては、参入の多様性を確保できることになる。</p>
30-31	34(30) -1(31)	<p>○ 第4章 制度のあり方／2 参入規律／(1) 参入の枠組み／NHKのノウハウ等の活用</p> <p>NHKが、例えば放送事業者としてより主体的な取組を行うことについては、NHKの放送メディア全体に対する役割や受信料との関係等を踏まえつつ、その必要性について十分に検討を行うことが必要である。</p>	<p>VHF帯、特にLOW帯を利用するためにNHKが所有している設備(中継所、アンテナなど)については、国民的な財産といってもよいものである。放送法を根拠として存在する公共放送事業者の財産を、新しい放送に参入する民間事業者に対し廉価で提供する義務を課すことは、社会的な無駄を省くことになるとともに、V-LOWにおける「地方ブロック向けマルチメディア放送」の事業性の向上やあまねく普及に大きく貢献するものとして、強く希望する。</p>
34	9-14	第4章 制度のあり方／3 事業規律／サイマル放送の扱い	<p>現行のアナログ音声放送には、すでに国民のニーズにかなっ</p>

		<p>サイマル放送については、マルチメディア放送において、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。</p> <p>ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇すること等も考えられる。</p>	<p>た形で、全国あるいは地域に根ざした、すぐれたコンテンツが多く、そうした人気コンテンツは、新たにダウンロードサービスなどデータ放送サービスを加えることにより、さらに国民の利益の拡大につながるものとする。そうしたコンテンツの工夫についても、事業者審査の中で評価を与えるべきである。</p>
37	32-35	<p>第4章 制度のあり方／3 事業規律／ソフト事業者とハード事業者の間の規律</p> <p>マルチメディア放送については、こうした規律を踏まえつつ、例えば、ハード・ソフトが一体である事業者について、ハード事業とソフト事業の部内取引の透明性を確保すること等の追加的な措置を講ずることを含め、十分に検討することが必要である。</p>	<p>「ブロック向け放送」に関しては、ブロック間で放送サービスについての極端な差が出ないように、あるいは、全国すべてのブロックで放送が実現できるよう、各ブロックの経済性などの実情に配慮してソフト事業者の参入を受け入れるようなハード事業者の参入を望む。また、そのためにもソフト事業者には免許なし、免許に準じた認定制度を設けることを望みたい。これを担保することで、適正な競争を現出しつつも放送法の精神を遵守し、公共の福祉に資する規律を確保することができるものと信じる。</p>
41	13	<p>第4章 技術方式の在り方／基本的考え方／(3) 国内規格の統一の要否</p> <p>① 1の国内規格を決定することで、「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」、双方の間を問わず、一つの受信端末ですべての事業者の放送を受信できるようにする。これが実現することにより、受信端末の低廉化や普及等を通じた利用者利益の確保に資する。</p>	<p>マルチメディア放送の技術方式は、ユーザーの利便性を考慮し、全国・地方ブロックを問わず、一つの受信端末で受信できるようにすべきである。さらに、受信機の普及を考慮すると、デジタルテレビの受信端末との共用化が可能なISDB-T方式を選択すべきである。</p>